

1 処分を受けた税理士

氏 名： 野津 常子

登録番号： 第63680号

2 処分の内容

令和5年6月29日から1年7月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己が社員税理士である税理士法人アルファ会計事務所の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。